

福岡県スポーツ推進計画策定に係るパブリックコメントについて
 意見募集対象:福岡県スポーツ推進計画(素案)
 意見募集期間:令和5年11月27日(月)～令和5年12月7日(木)
 意見募集方法:持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
 意見数:15件(4名(個人・団体))

氏名 法人名	該当 ページ	意見	理由	対応
A	P15	障がい者が参加できるプログラムを提供している総合型地域スポーツクラブの割合 →P11(2)総合型地域スポーツクラブ～のところに、障がいのある人の記載が無く、P13(6)障がいのある～のところに、総合型地域スポーツクラブの記載が無いため、施策と目標が合致していない。 また、総合型地域スポーツクラブの目標値としては適切ではないのでは。そもそも、この現状値と目標値は、育成委員会及び連絡協議会とのコンセンサスはとれているのか？		P13(6)「障がいのある人のスポーツ活動の推進」における総合型地域スポーツクラブに係る施策と目標との関連について ・「障がいのある人とない人が共にスポーツに参加できる場づくりを行う」ことの一つに、総合型地域スポーツクラブ(以下、「総合型」という。)が実施するプログラムが含まれています。 ・総合型は、地域に多世代、多種目、多志向の方が集うスポーツ施設を理念を掲げており、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができるクラブ育成を目指しています。そのため、障がいのある方が参加できるプログラムを提供することは、県内全ての総合型が達成すべき目標であるため、成果目標を100%としています。 福岡県総合型地域スポーツクラブ育成委員会や福岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会においても、再度、総合型の在り方について共通認識を持つとともに、障がいのある方が参加できるプログラムを提供するクラブ数が成果目標値に近づけるような方策を検討していきます。
	P27	(1)大規模スポーツ大会等の誘致・開催 大規模スポーツ大会や強化合宿等を円滑に運営するため、開催自治体や競技団体等との連携を強化するとともに、ボランティアを積極的に活用します。 →そもそも活用できるだけのボランティアがいるのか？養成や組織化が必要では。 大会開催のみで終わるのではなく、レガシーづくりを記載すべきでは。		ボランティアスタッフは、主に大学生や専門学校生の他、県と連携協定を結ぶ企業の職員を指しています。県では、これまで大会ごとにこれらの学校、団体と連携しボランティア確保に努めてきました。昨今では、青年会議所とも協力体制を構築するなど、協力体制を拡大させています。 また、レガシーについては、大会毎にハード、ソフト多岐に渡るものが検討されますので、具体的な記載は困難と考えますが、頂いたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
	P28	長年取り組んできた福岡県タレント発掘事業により得られた知見とノウハウを活用し、海外のスポーツ後進国などを対象にトップアスリートの育成を支援します。 →「後進国など」の「など」は何を指すのか？「後進国」という表現は不要では。		「海外のスポーツ後進国などを対象に」の表記を「それらを必要とする国と地域の」へ変更します。
	P31	P22(公立学校体育施設～)を再掲しては。		ご指摘のとおり修正いたしました。
B	P20	指導資格講習をアクションだけでなく、県内4か所位で実施し、指導力向上がより進むようにお願いしたい。	部活動の地域移行に関して、指導者の確保及び指導資格(日本スポーツ協会)の講習が難しい。	日本スポーツ協会の公認資格の更新に伴う研修会の実施の在り方については、今後、施策の参考とさせていただきます。
	P24	もっと地域と学校が連携しやすい環境づくりが必要と考える。	今後、地域でスポーツの推進をする際、県立学校及び市町村教育委員会との連携がさらに重要である。	P24に掲載のとおり、市町村における部活動改革協議会の設置を支援することにより、地域と学校が連携する環境づくりについて検討を推進してまいります。
C	P8	<運動部活動の地域移行>の表現よりも、<運動部活動改革>の表現が適当であると考えます。	スポーツ庁や公益財団法人日本スポーツ協会の中期計画(2023～2027)においても、「運動部活動の地域移行」ではなく、「運動部活動改革」という表現を用いているため。 また、地域移行のみならず、地域連携も含めた、地域における新たなスポーツ環境の構築する必要があるため。	ご指摘のとおり修正いたしました。

福岡県スポーツ推進計画策定に係るパブリックコメントについて
 意見募集対象:福岡県スポーツ推進計画(素案)
 意見募集期間:令和5年11月27日(月)~令和5年12月7日(木)
 意見募集方法:持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
 意見数:15件(4名(個人・団体))

氏名 法人名	該当 ページ	意見	理由	対応
D		福岡県スポーツ推進計画答申(案)の概要 5年後の目標・障がいのある県民の週1回以上のスポーツ実施率 50.0% (2022年度36.3%)	福岡県スポーツ推進計画答申(案)の概要 5年後の目標・障がいのある県民の週1回以上のスポーツ実施率が本文中 の数字と異なっていたので修正の必要があると考える。	ご指摘のとおり修正いたしました。
	目次	目次 ■施策の推進 2 展開する施策 I スポーツ活動の推進のあとに、 1 現状と課題……7 2 具体的な取組……11 を追記しては。 ※ 以下、II III IV Vの後にも、同様に1 現状と課題…… 2 具体的な 取組…… を追記しては。	目次と本文の内容の整合を図るために修正する必要があると考える。	ご指摘のとおり修正いたしました。
	P7,P26	2 展開する施策の次行に【福岡県のスポーツをより元気に】を追記しては。 IV スポーツを通じた地域と経済の活性化の前行に【スポーツの力で福 岡県をより元気に】を追記しては。	P. 6に施策の推進が記されており、その中で、施策が「福岡県のスポーツを より元気に」と「スポーツの力で福岡県をより元気に」と二つに分けられている ので、それをP. 7とP. 26に明記した方が分かり易いと考え。	ご指摘いただきました内容については、施策体系において記載していること から、項目 I とIVの前に明記はせず、目次を修正いたしました。
	P19	(2)指導者等の育成・活用 次の内容を新たに追加していただきたい。 ア・スポーツ推進委員の役割を再確認し、スポーツ推進委員の活躍の機会 について検討するように市町村に働きかけを行うと共に、若いスポーツ推進 委員の委嘱を推進する。【新規の内容】	ア P. 16 (スポーツ推進委員の役割)には、以下のように記述されている。 「県内で活動するスポーツ推進委員は、市町村内のスポーツ振興に従事す るため、市町村の非常勤職員の委嘱を受け、スポーツ活動のサポートを担っ ています。一方、休日などの活動時間も長いことから、退職された方が多く平 均年齢が高いことや仕事をかけもちで活動されている方も多く、活動に制限 がかかることも見受けられることも課題となっています。」 ・ここでの問題点は、スポーツ推進委員の委嘱の在り方であるため、この問 題点の解決について、何らの方策を記述するべきだと考える。 また、ここでは記述されていないが、もう一つの問題点は、スポーツ推進委員 の役割について市町村のスポーツ行政に温度差があること。 そこで、市町村におけるスポーツ推進委員の在り方について、ぜひ検討して いただきたいという思いがあり、意見を述べさせていただきます。	・ご指摘いただいた意見は、一部反映させていただいております。 一点、スポーツ推進委員の委嘱については、委嘱する方の年齢は、スポーツ の振興上、特段問題はないと捉えております。 また、人材育成システム構築や指導者の確保については、別項目の具体的 な取組にも重なっていることから、頂いたご意見は、今後の施策の参考とさ せていただきます。
		(2)指導者等の育成・活用に次の内容を新たに追加していただきたい。 イ・学校部活動の地域連携や新しい地域クラブ活動では、指導者育成と指 導力の向上・質の担保が非常に重要です。そのために、人材育成システム の構築と継続的な指導者確保及び指導力向上につながる研修等の実施に ついて支援します。	イ 運動部活動の地域移行については、指導者の確保・育成が一番大きな 課題。 この点について、県としての支援を明記するべきだと考える。	
		(5)子ども達が安心して活動できる環境の整備 次の内容を加筆すると共に、新たに追加していただきたい。 ア・各市町村において部活動の地域移行が関係者の連携のもと円滑に進 むよう、各市町村で組織される「部活動改革協議会」の設置を支援すると共 に、地域クラブ活動の運営団体や実施主体の創設及び運営を推進します。	ア 「部活動改革協議会」の設置を支援するだけでなく、その次の段階である 地域クラブ活動の運営団体や実施主体の創設及び運営を推進することもぜ ひ記述する必要があると考える。	以下の通り修正いたします。 各市町村において部活動の地域移行が関係者の連携のもと円滑に進むよ う、各市町村で組織される「部活動改革協議会」の設置や地域移行に向けた 実証事業等の取組を支援します。
	P23,P24	イ・市町村の「部活動改革協議会」を設置するために、その進展を図る総括 コーディネーター研修会を開催すると共に、協議会後、運営団体・実施主体 と学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理を行う市町村単位の コーディネーター研修会を開催します。【新規の内容】	イ 令和4年度補正予算 地域移行体制の構築に対する支援(19億円)の 中に、総括コーディネーター及びコーディネーター研修会の開催に係る経費 に対しての支援が明記されているのでこの支援をぜひ活用するべきだと考え る。	以下の理由から原案のとおりとさせていただきます。 ・市町村における部活動改革協議会は、各自治体において設置・運営され るものであり、協議会設置についての支援は、「ア」の回答にて述べておりま す。 ・コーディネーターの配置については、各自治体が判断すべきものであり、 全ての市町村で必須ではないことから、個別に相談対応していくことが適当 であると考えております。
		ウ・市町村が部活動の地域移行に向けた実証事業に積極的に取り組める ように支援します。【新規の内容】	ウ 国は、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体 の整備、指導者確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施 し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する としています。ところが、令和5年度の福岡県の実証事業予定先は3カ所にと どまっており進展が見られない。実証事業を行う市町村が一つでも増えるこ とが部活動の地域移行につながると考えるので、実証事業に取り組めるよ うに支援をする必要があると考える。	「ア」の回答にて記載しております。